別　紙

**導入促進基本計画**

**１　先端設備等の導入の促進の目標**

①地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

　　　那珂川町内の産業は、大企業が数件のみで、ほぼ中小企業によって支えられている状況であり、県内でも特に過疎化が進む地域でもあるため、少人数で効率的な産業構造を進めることが急務な状況である。

　　・人口構造

　昭和２２年のピーク時には、約３万２千人でしたが、平成２７年には約１万８千人、令和３年には約１万５千人となり、令和７年には１万５千人を割り込み約１万４千人になる予測がされており、人口減少、少子高齢化の進行、若年労働者層の都市部への流出も多くなってきています。

　　・産業構造

　第１次産業が１５％、第２次産業が３４％、第３次産業が５１％と、県全体と比較しても第１次産業従事者が高い状況となっているが、町の地場産品や新たな特産品を生かした第６次産業化も図られている。企業誘致に関しては、農村地域工業等導入促進法や地域未来投資促進法に基づき進めており、約４０社余りが操業していますが、平成２年度をピークに事業所数、従業員数、製造出荷額等は減少傾向にあり、交通網などの地理的に悪条件の当町における企業誘致は困難が多い状況となっています。

　　・中小企業者の実態

　　　　経営者の高齢化、後継者不足、原油・物価等の高騰を要因とした廃業による空き店舗が増加しており、担い手の育成や空き店舗等の利活用が課題となっています。

　　　　近年、都市部の企業については、景気回復の兆しもありますが、那珂川町のような地方においては、その経済効果が薄い状況です。

②目標

中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の１つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に５件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

③労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上をすることを目標とする。

**２　先端設備等の種類**

導入促進基本計画において定める先端設備等の種類については、那珂川町の産業が農林水産業、製造業、サービス業など多岐に渡り、多様な業種が那珂川町内の経済や雇用を支えているため、いずれの産業でも広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な設備投資を支援する観点から、本計画においての対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等の全てとする。

ただし、那珂川町民の雇用を伴わない自動販売機（手動のものを含む。）は、町の経済活性化や雇用の安定に資さないため除く。

**３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項**

①対象地域

広く事業者の生産性の向上を実現する観点から、本計画の対象地域は那珂川町内全域とする。

②対象業種・事業

　　町の産業は多岐に渡り、多様な業種が那珂川町の産業・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

　　生産性向上に向けた事業者の取組は、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、事業所を那珂川町内に設置せず、那珂川町民の雇用を伴わない太陽光発電事業は、町の経済活性化や雇用の安定に資さないため除く。

**４　計画期間**

①導入促進基本計画の計画期間

　　国が同意した日から２年間とする。

②先端設備等導入計画の計画期間

　　３年間、４年間、５年間とする。

**５　先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項**

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

③町税を滞納している者を除く。